



<コンテンツのご紹介>



「PowerFP のご紹介」

FP 総合情報 Web サイト「PowerFP」は、2000 年のサービス開始以来、FP 実務に携わる方、および FP 資格取得を志す方、ご自身のライフプランを考える方などから幅広くご利用いただけてきました。本資料では、PowerFP のコンテンツの中で特にご評価をいただいている「FP トピックス」等について、その内容をご紹介します。

「FP トピックス」ではメディア等で取り上げられている旬のテーマについて、税理士、会計士、弁護士等が実務の専門家ならではの視点で、プラスアルファの情報をお届けします。

本日のネタ - 「年金型保険の二重課税問題」(1) 還付対象となる契約形態は？

平成22年7月6日の最高裁判決「年金形式で受け取る死亡保険金等に関して相続税と所得税が二重に課税されていることは違憲である(本日のネタ - 最高裁判決「年金受取の死亡保険金、所得税非課税」平成22年7月9日ご参照)」を受けて、二重課税されているとして計算された所得税が手続きをとれば戻ってくるようになりました。その所得税還付の方法、所得税計算の方法が国税庁から明らかにされました。10月20日からその手続きが始まります。

今日からシリーズで丁寧に説明して参ります。

< 還付対象となる契約形態は？ >

具体例で説明します。

(1) 生命保険契約: 死亡保険金を一時金ではなく年金形式で受け取った場合

契約者(保険料負担者)	父
被保険者	父
死亡保険金受取人	長男

例えば、父が契約者として保険料を払い、自分

(父)を被保険者として加入した生命保険契約です。そして、父が亡くなり、長男が死亡保険金を受け取りましたが、一時金ではなく10年間の年金形式(毎年100万円)で受け取りました。父が保険料を払って残してくださった「今後10年間、毎年100万円ずつ年金を受け取る権利(定期金に関する権利)」が父死亡時の相続税の対象です。

そして、長男は以後10年間、毎年100万円ずつ年金を受け取り、この年金受取りが長男の所得税の対象となってきました。この年金形式で毎年受け取る保険金(年金)が今回の所得税還付の対象です。

(2) 年金保険契約: 年金受取開始前に被保険者が死亡したことにより支払われる死亡給付金を年金形式で受け取った場合

契約者(保険料負担者)	父
被保険者	父
年金受取人	父
死亡給付金受取人	長女

例えば、父が契約者として保険料を払い年金保険に加入していましたが、年金受取開始前に父が亡くなりました。年金は支払われません。その代わりに長女が死亡給付金を受け取るようになります。

長女はこの死亡給付金を一時金ではなく15年間毎年100万円ずつの年金形式で受け取りました。父死亡時は「今後15年間、毎年100万円ずつ年金を受け取る権利(定期金に関する権利)」が相続税の対象です。

そして、長女は以後15年間、毎年100万円ずつ年金を受け取り、この年金受取りが長女の所得税の対象となってきました。この年金形式で毎年受け取る死亡給付金(年金)が今回の所得税還付の対象です。

(3) 年金保険契約：年金受取り途中で契約者(保険料負担者・年金受取人)が死亡したことにより、継続年金を相続人等が引き続き受け取った場合

契約者(保険料負担者)	夫
被保険者	夫
年金受取人	夫
継続年金受取人	妻

例えば、夫が25年間、毎年100万円ずつ年金を受け取る年金保険に加入し保険料を払いました。夫は5年間年金を受け取ったところで亡くなりました。引き続き妻が年金を受け取ることにしました。夫死亡時は、「残りの期間(20年間)引き続き100万円ずつ年金を受け取る権利(定期金に関する権利)」が相続税の対象です。

そして、妻は以後20年間、毎年100万円ずつ年金を受け取り、この年金受取りが妻の所得税の対象となってきました。この毎年受け取る年金が今回の所得税還付の対象です。

(4) 年金保険契約：保険料を負担していない人が年金保険契約の年金を受け取った場合(契約者≠年金受取人)

契約者(保険料負担者)	父
被保険者	父または長女
年金受取人	長女

例えば、父が契約者として保険料を払い年金保険(10年間、毎年100万円の年金受取)に加入しました。年金受取開始時期が到来し、受取人に指定されている長女が年金を受け取り始めました。その時点で、父が保険料を負担してくださったおかげで長女が「10年間、毎年100万円ずつ年金を受け取れる」ことに着目してその権利(定期金に関する権利)が父から長女に贈与されたとして贈与税の対象になり、長女が贈与税を払います。

こうして手にいれた「毎年100万円ずつ10年間年金を受け取る権利」に基づき、長女が毎年受け取った年金は長女の所得税の対象となってきました。この毎年受け取る年金が今回の所得税還付の対象です。

その他、学資保険の保険契約者が亡くなった場合に、以後払われる養育年金も同様に今回の所得税還付の対象です。

- 当資料に関する一切の知的財産権は株式会社 QUICK、株式会社 TFP・Web、株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ、またはその情報提供元(以下併せて「情報提供元」といいます)に帰属します。
- 当資料中の情報は、原則として作成日現在の日本国の法律に準拠しています。
- 当資料中が提供する情報は一般的な説明を目的としたものであり、投資勧誘や推奨を目的としたものではありません。前提条件によっては結論が異なることもありますので、会計上、税務上の個別具体的な事案に適用する場合は、税理士・公認会計士等の専門家に相談ください。
- 当資料中の情報は、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- お客様は、当資料をご自身のためにのみ利用するものとし、当資料および当資料中の情報の全部または一部を、方法の如何を問わず、第三者に提供してはなりません。
- 当資料の複製は禁止します。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488